

住みやすい町に向けた住宅政策情報



町では、町内への移住・定住を促進するとともに、若い世代が魅力的な住宅を確保できる環境を提供するため、住宅の新築、中古住宅の購入や住宅のリフォームに対し必要な経費の一部を補助します。

① 新築住宅への補助事業

事業名	補助条件および補助限度額
若い世代の定住に向けた住宅取得促進事業	町分譲宅地に新築住宅を建設する方 40歳未満の申請者（町分譲地売買価格の1/5） 30歳未満の申請者（町分譲地売買価格の2/5）
多世帯近居住宅支援事業（新築）	新たに直系親族と近居する方（ただし、直系卑属の単独世帯は除く） 敷地面積が200㎡以上であること 補助限度額50万円（対象経費の10/10）
定住に向けた住宅新築促進事業	南越前町内に新築住宅を建設し、居住する方 補助事業者世帯全ての所得が、児童手当所得制限限度額を超えない世帯 補助限度額50万円（対象経費の1/10）
南越前町住宅政策ふるさと企業活性化奨励事業	南越前町内に町内建築業者により新築住宅を建設し、居住する方 南越前町の住宅関係補助制度に採択（新築住宅）されていること 補助事業者世帯全ての所得が、児童手当所得制限限度額を超えない世帯 補助限度額30万円（定額）

② 中古住宅への補助事業

事業名	補助条件および補助限度額
多世帯近居住宅支援事業（中古住宅購入）	新たに直系親族と近居する方（ただし、直系卑属の単独世帯は除く） 近居するために、一戸建て中古住宅を購入する方 敷地面積が200㎡以上であること 補助限度額50万円（対象経費の10/10）
子育て世帯と移住者への住まい支援事業（購入）	ふくい空き家情報バンクに登録されている住宅の購入 18歳未満の子どもと同居する世帯 県外からの移住者または福井県内に移住して2年以内の方 補助限度額50万円（対象経費の1/3）

③ リフォーム住宅への補助事業

事業名	補助条件および補助限度額
多世帯同居リフォーム支援事業	新たに同居世帯数が1以上増加する方 間取りの変更、バリアフリー、手摺りの設置、段差解消等の増改築、改装等 補助限度額90万円（対象経費の1/2）※町内に本店、営業所を有する業者
子育て世帯と移住者への住まい支援事業（リフォーム）	ふくい空き家情報バンクに登録されている住宅のリフォーム 18歳未満の子どもと同居する世帯 県外からの移住者または福井県内に移住して2年以内の方 補助限度額50万円（対象経費の1/3）

④ 耐震診断・改修への補助事業

事業名	補助条件および補助限度額
木造住宅耐震診断等促進事業	昭和56年6月以前に着工された在来工法または枠組工法による一戸建て住宅の診断士の派遣に要する費用補助 補助限度額9万円（対象経費の9/10）
木造住宅耐震改修促進事業補助金	耐震診断を行い、診断評点が1.0未満の木造住宅の耐震改修に要する費用補助 【全体改修】補助限度額80万円（工事費の23/100以内） 【部分改修】補助限度額30万円（工事費の23/100以内）

※補助事業は、予算の範囲内または募集件数に達し次第、打ち切らせていただくことがあります。

■ 申込み・問合せ 建設整備課 ☎ 47-8003

ご不明な点がございましたら、お気軽にお電話ください。